高知県養殖業デジタル化促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、養殖業デジタル化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助事業）

第２条　県は、養殖魚の安定生産を図るため、養殖業者が生産体制及び品質管理の効率化のために行うデジタル機器等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助する。

（補助事業者、補助対象経費等）

第３条　補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

２　前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

　（補助の条件）

第５条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる場合に該当する変更をするときは、事前に別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を速やかに知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

　　ア　補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

　　イ　補助事業の中止又は廃止

　　ウ　ア及びイに掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分の変更

（２）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（３）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管すること。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。

（５）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（６）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことによる収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（７）補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。

（８）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（９）県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（10）事業終了後において、消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を速やかに県に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならないこと。

　（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、第４条第１項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

　（補助金の交付の決定の取消し）

第７条　知事は、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（実績報告等）

第８条　補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の２月28日のいずれか早い期日までに、別記第３号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項に規定する実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第１項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第４号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

　（実施状況に関する報告）

第９条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

　（補助金の返還）

第10条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（１）不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を補助対象事業以外に使用したとき。

（３）規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（４）補助事業により購入し、又は取得した設備を、耐用年数を過ぎる以前に処分したとき。

（５）補助目的に沿った使用をしなくなった又は事業の存続が困難となったとき。

　（グリーン購入）

第11条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

　（情報の開示）

第12条　補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

　（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

　　附則

１　この要綱は、令和３年10月19日から施行するものとする。

２　この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条第３号から第６号まで及び第10号、第７条、第８条第３項、第９条、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 |
| 高知県内において魚類の養殖業を営む個人又は法人 | １　養殖生産現場において生産体制及び品質管理の効率化を行うために必要となるデジタル技術を活用した設備・機器の導入に係る経費２　１と併せて導入する省力化を行うために必要となる設備・機器の導入に係る経費 | ３分の２以内 | 1,000万円 |

別表第２（第５条－第７条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をそ業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。